

「埼玉が牽引する持続可能な社会の構築」
に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路 10 豊かな自然と共生する社会の実現

■みどりの保全と創出



1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充



要望先：財務省、国土交通省
県担当課：みどり自然課

◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際、平地林として維持することで、農地と同様に相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。都市の中で守られてきた緑地は、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能などを有する貴重なグリーンインフラである。ネイチャーポジティブに向けた施策を推進し、自然と共生する社会を実現するためには、緑地の保全を図っていく必要がある。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として売却させる要因となり、緑地減少につながる懸念される。
- ・ 地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために緑地の公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても地方公共団体が買い取ることができない場合がある。そのため、物納された貴重な平地林を地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

2 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保



要望先 : 農林水産省、林野庁
県担当課 : 森づくり課

◆提案・要望

- (1) 森林の循環利用を図るとともに、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。
- (2) 県民生活への悪影響などを防ぐため、ナラ枯れ被害対策に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

◆本県の現状・課題等

<森林整備に対する予算の確保>

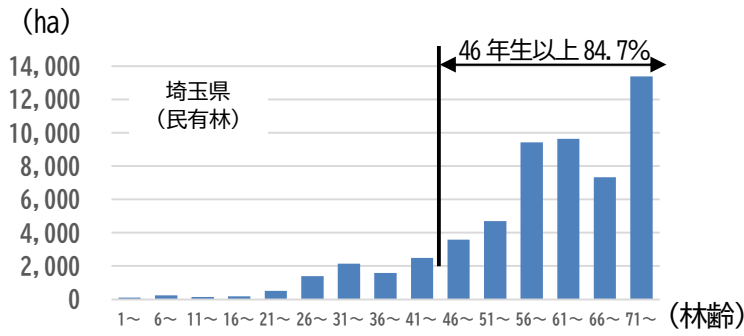
- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割を超えるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- ・ また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- ・ 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- ・ 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

<ナラ枯れ被害に対する予算の確保>

- ・ ナラ枯れについては、県内では令和元年度に初めて被害が確認され、その後、県南部から中央部、県北部、県西部へと急速に被害が拡大している。
- ・ 地域住民等への悪影響が強く懸念される人家や公園、遊歩道沿いなどの場所を最優先とし、併せて景観を守る重要性の高い森林や、歴史的・文化的価値のある森林について対策を講じる必要がある。
- ・ 市町村において森林環境譲与税を活用した対策を実施しているが、なお不足する財源について、国の助成が必要である。

◆参考

○人工林の林齢別面積



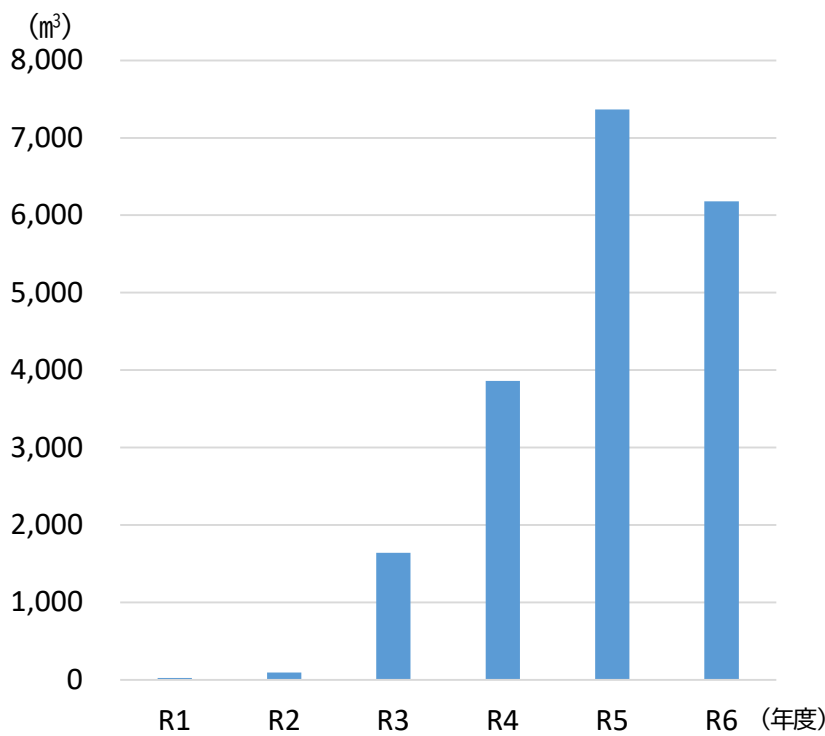
○1年あたりのおおよその炭素吸収量

(単位:トン/ha・年)

	20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
スギ	3.3	2.3	1.1	0.8
ヒノキ	3.1	2.0	1.1	0.3
天然林 広葉樹	1.4	1.0	0.3	0.1

出典: (独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点

○ナラ枯れ被害量の推移



3 行政による責任あるクマの捕獲体制の構築【新規】



要望先：環境省

県担当課：みどり自然課

◆提案・要望

- (1) クマ等の危険鳥獣に対する緊急銃猟の実施に当たり、民間団体である猟友会に依存するのではなく、行政が責任をもって対応する体制を構築するため、関係省庁や地方自治体と連携して制度設計や人材育成に取り組むこと。
- (2) クマは都府県境を越え広域を移動するため、都府県単位の個体数管理や出没情報等の把握には限界があることから、国または広域ブロック単位を前提とした国主導の管理体制や、都道府県を越えた迅速かつ円滑な情報共有体制を構築したうえで、国及び地方の役割分担を明確化すること。
- (3) 危険鳥獣の中でもクマは人的被害を及ぼす危険性が高く、市街地周辺に出没する、いわゆるアーバンベアは迅速的確に駆除する必要があることから、獣害対策の枠組みではなく危機管理の一環と位置付け、警察部門など関係省庁との緊密な連携のもとに実効性ある体制を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和7年度は全国各地でクマによる人身被害が発生し、本県においても過去最多となる172件の出没情報が報告された。特に10月以降は住宅地を含む人の生活圏での目撃が8割程であり、人的被害がいつ発生してもおかしくない状況にある。
- ・ 新たに創設された緊急銃猟制度を的確に運用できるよう、本県では市町村や猟友会との情報交換、研修等を実施しているが、猟友会は本来狩猟を趣味とする任意の団体である。さらに会員数の減少が進んでいることもあり、猟友会の協力を前提とした現行の仕組みでは、銃猟に伴う様々なリスクへの対応や専門人材の確保等は難しい。
- ・ 環境省の緊急銃猟ガイドラインにも「本来ならば公的な存在により対応されるような性質を有する」「私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正するべきもの」とあるように、公的主体による銃猟体制づくりを速やかに構築する必要がある。
- ・ 本県では、奥秩父の都県境の山間部がツキノワグマの生息密度が高い地域とされているが、ツキノワグマの行動範囲は広く、個体は都県間を頻繁に移動していると考えられる。こうした行動特性を考慮すると、クマについては県域単位の個体数調査や管理に限界があることから、全国あるいは広域ブロック単位での国主導の管理体制を検討すべきである。また、緊急時において都県を越えた情報の把握が必要となる場合があり、都道府県単独での迅速かつ円滑な情報収集や、それに基づく実効性ある対応が困難であることから、国主導での情報共有体制づくりを促進すべきである。
- ・ 緊急銃猟制度の運用が始まったが、市街地における銃猟には様々な危険やリスクを伴うことから、十分に訓練された専門人材や知見の蓄積が不可欠である。従来の野生鳥獣対策の延長線上で対処するのではなく、ライフル銃の実働部隊を有する警察組織をはじめ、危機管理に関する専門的知見や人的資源を有する部門等と連携し、実効性ある駆除の体制づくりについて、状況に応じた銃猟実施者の役割を整理し、検討すべきと考える。

4 クビアカツヤカミキリ防除事業への支援【新規】



要望先：環境省、農林水産省

県担当課：みどり自然課、農産物安全課

◆提案・要望

- (1) 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の防除について、被害木への農薬散布や注入、伐採といった従来の防除方法は対処療法的であり、国において、普及性が高くより効果的な防除方法の研究・開発を加速すること。
- (2) 防除を実施する地方公共団体や農業者等への支援策を拡充するとともに、防除を継続して実施できるよう、クビアカツヤカミキリ被害の終息まで支援を継続すること。
- (3) クビアカツヤカミキリは、繁殖力が強い上、広範囲に飛散することから、県域を越えた防除を連携して行う必要があるが、被害状況や防除の実施計画を各県で共有する連絡体制が構築されていないため、関係省庁連携の上で、都県を越えた広域防除連絡体制を構築すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県においては、防除方法に関する研修のほか、県管理施設における防除や、市町村における防除への補助事業を実施してきたが、クビアカツヤカミキリの被害は年々拡大しており、令和8年3月末時点で、全63市町村中56市町村において被害が確認されているところである。
- ・ クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、ハナモモ等の木の内部に侵入し、枯死や生育不良などの被害を生じている。果樹については食用であることから、使用可能な農薬が限られており、本県ではウメ等の栽培農家が経営的な損害を受けている。
- ・ 景観樹・果樹ともに被害の拡大を強く抑制するためには、国において、普及性が高くより効果的な防除方法の確立に向けた、研究・開発を加速することが必要である。
- ・ また、クビアカツヤカミキリ被害が拡大する中、防除対策を行う地方公共団体にとっては、継続的な予算確保が課題となり、また、防除の実施に当たっては農業者にとり費用面での負担が大きく、補助制度の終了を懸念する声もある。より効果の高い、新たな防除方法が確立され現地に普及するまでには時間がかかるため、県や市町村、農業者等の防除実施主体が継続的に防除事業を行うことができるよう、資機材購入や防除作業、被害状況調査に要する経費への支援を拡充するとともに、国からの支援が中長期的に継続して行われることが必要である。
- ・ 強い繁殖力や広範囲への飛散というクビアカツヤカミキリの特徴を踏まえると、県域を越えた防除を実施することが重要であるが、現在そのような省庁を超えた連携体制は構築されておらず、未発生地域での対策や、連携して実施すべき場所での早期の防除が遅れる懸念があるため、国主導での広域防除連絡体制の構築が必要である。

■恵み豊かな川との共生

1 市町村による浄化槽整備の推進



要望先：国土交通省、環境省
県担当課：水環境課

◆提案・要望

- (1) 生活排水処理施設の整備区域の見直しにより新たに生じた浄化槽整備区域について、早期の浄化槽整備促進のため補助基準額上限のかさ上げを行うこと。
- (2) 生活排水処理施設の整備区域を適切に見直せるよう、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」で示されている費用関数について、建設費・維持管理費のみならず、更新費も盛り込むこと。
- (3) 「浄化槽の設置費用等に関する調査」について、浄化槽設置整備事業（個人設置）と公共浄化槽等整備推進事業に分けて調査を行い、それぞれの経費を適切に把握し、基準額の改定に反映すること。また少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業の要件を緩和すること。
- (4) 循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業の処分費の見直しや浄化槽放流水の排水路の整備に対する補助制度の創設など、公共浄化槽の整備を促進するための措置を講じること。
- (5) 浄化槽維持管理事業者による都道府県知事への維持管理情報の報告を義務化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 河川の汚濁原因の約73%は生活排水によるものであり、生活排水対策の推進が急務となっている。そのため、県では合併処理浄化槽で整備を行う地域において上乘せ補助を行い、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を進めている。
- ・ 人口減少等社会情勢の変化を考慮し生活排水処理区域を見直す際、下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更されたエリアにおいて、早期の転換が進むような促進策が課題となる。
- ・ 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（国土交通省・農林水産省・環境省、平成26年1月）では、経済性をもとに集合処理・個別処理を比較するための費用関数が示されているが、関数は建設費及び維持管理費のみであり、更新費用は盛り込まれていないため、長期的な視点でのコスト比較が困難な状況にある。
- ・ 昨今の物価高・人件費の高騰により、工事費用が補助基準額を大きく上回るようになっていく。このまま補助基準額が上がらず、実態との乖離が埋まらなると、浄化槽設置者（個人）の費用負担や市町村の起債額が増え、転換意欲につながらず、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽事業を継続すること自体が危うくなる。
- ・ 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業の交付期間が令和8年度予算で3年から5年に緩和されたが、更なる緩和が必要である。
- ・ また、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3（6）のウで、配管費は浄化槽設置整備事業実施

要項（＝個人設置）が適用されているが、工の撤去費では、この適用がなく、いずれの事業でも補助がないため、浄化槽使用者（個人）の費用負担が大きく、転換につながりにくくなっている。

- ・ 公共浄化槽の導入に際して、条例の改正、設置工事の発注、使用料の徴収など市町村の事務が増加することも、公共浄化槽の導入が進まない一因となっている。
- ・ 浄化増法第49条で都道府県知事は浄化槽台帳を作成すると規定されているが、届け出時点の情報を更新するために、保守点検・清掃を担う維持管理事業者から維持管理情報の提供を受け、台帳情報を随時更新することが不可欠である。しかしながら、現在は同条2項で「情報の提供を求めることができる。」と規定があるのみで、義務ではない。また、提供に非協力的な事業者への対応等、都道府県における事務負担も大きい。

◆参考

○公共浄化槽導入市町村（令和7年度末時点 13市町村）



■資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進



1 金属スクラップ等の保管に係る規制の的確な運用



要望先：環境省
県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 規制内容の詳細を定める政省令の改正に当たっては、再生及び保管の基準や許可の基準が先行自治体の条例で定められている基準より規制を緩めることのないよう、自治体による規制の実態を踏まえ検討すること。
- (2) 既に自治体の条例により規制を受けている事業者が混乱しないよう、新たな法規制の内容や申請手続きについて丁寧に業界団体や事業者の説明を行い、理解促進と生活環境の保全が図られるよう努めること。
- (3) 改正廃棄物処理法第24条の7第2項及び同第24条の15第2項の規定による更新許可申請について、申請件数の平準化を可能とする制度設計とすること。

◆本県の現状・課題等

- 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物は、廃棄物と類似した性状を有しているが、新たな製品の原料として価値を有することから有価物として取引されている。
- これらの取引事業者は循環型社会の構築に必要な役割を担っているが、相場が好転するまでの間、長期にわたり再生資源物を保管し、屋外に高く積まれた場合には崩落の危険性がある。
- また、こうした保管場所では搬入搬出や切断破碎時の騒音・振動に加えて、悪臭の発生等により、近隣住民から多くの苦情が寄せられている。
- さらに、不適切な保管に起因したものと考えられる火災が発生するなどの問題も起こっている。
- こうした状況を踏まえ、使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に対する規制を盛り込んだ廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律が令和8年6月19日に公布されたが、具体的な規制に関する基準は政省令で定めることとされており、その内容は、まだ明らかにされていない。
- 埼玉県をはじめ複数の自治体において金属及びプラスチックの保管及び破碎等を行う事業に対する規制を実施しているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令で定める再生及び保管の基準や許可の基準が条例で定める規制の基準より緩和されたものになった場合、火災や生活環境保全上の支障が生じかねないため、各自治体の実態を踏まえた規制が必要である。
- また、埼玉県をはじめ、条例により既に規制を実施している自治体内の事業者は、新設された法による規制と既存条例の規制で混乱を生じるおそれがあり、丁寧な説明が必要である。
- 加えて、埼玉県では許可の対象となる事業者を約1,100者と見込んでいるため、更新時にも相当な事務負担が見込まれる。

2 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化



要望先：環境省、デジタル庁
県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化を推進し、申請様式の精査や簡素化を含め、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、手数料の電子納付や公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付・予約から審査、起案・決裁、許可証交付までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

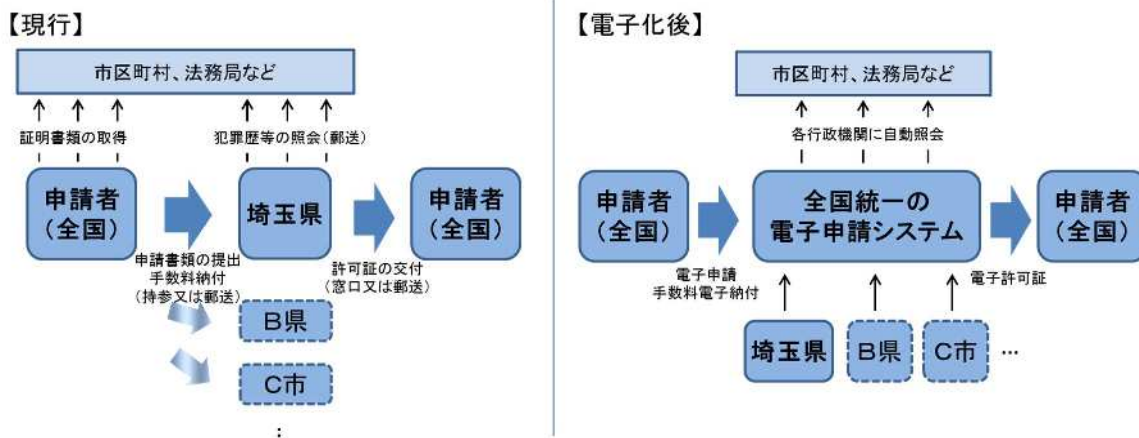
- ・ 日本の行政のデジタル化は、経済的な国際競争力の点においても、少子高齢化が急速に進み他国に先んじて社会的課題に直面する「課題先進国」である点においても、解決すべき大きな課題であり、本県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（第2期 R6～R8）」（令和6年3月）に基づき、DXを強力に進めている状況である。
- ・ 産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、廃棄物処理法施行規則第9条の2により様式や添付書類が定められ、紙での提出を前提とした制度となっているところであり、電子申請やペーパーレス化、ひいてはテレワークなど働き方改革の妨げとなっているところである。
- ・ また、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、市区町村や検察庁宛ても照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。例えば申請者の犯歴をシステム上で閲覧・確認できるようになれば、現在手作業で行っている関係機関への照会に係る作業負担や時間を削減することが可能となるが、当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、本県限りの努力では実現しない。
- ・ 申請受付・予約から審査まで全てシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。
- ・ 産業廃棄物処理業の事業者は、都道府県をまたいで活動する者も多く、申請者の利便性の向上や許可業務の円滑化等といった観点からも、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。

◆参考

○システム導入による効果

- ①行政コストの削減（人件費、郵送料、紙の印刷・保管など）
- ②申請者の利便性向上（ワンストップ、申請手数料の縮減など）
- ③処理期間の短縮

○全国統一の電子申請システムのイメージ



3 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設



要望先 : 環境省
 県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。
- ・ いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

4 廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設



要望先：環境省
 県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 不適正処理事案の是正を推進するため原状回復基金を増額すること。
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、原状回復基金による支援の対象とすること。
- (3) 産業廃棄物処理業者が行方不明や資金不足となった場合の不適正処理事案に対応するものとして、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ 原因となる者は、排出者、廃棄物処理業者及び無許可業者であるが、いずれの場合も、資力不足や倒産、原因者の行方不明や死亡等により、廃棄物が放置される事案が多い。そのため、やむを得ず撤去等に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆参考

○不法投棄量・不法投棄件数・支援実績（全国）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄量（万トン）	3.6	15.7	7.6	5.1	3.7	4.9	4.2	1.4
不法投棄件数（件）	163	155	151	139	107	134	100	106
支援実績（件）	1	2	2	1	2	1	1	1
支援金額（百万円）	6.6	151.0	339.9	46.7	94.1	31.1	130.7	284.9

※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10トン以上の事案

5 廃棄物不法投棄の根本的な解決に向けた規制強化【新規】



要望先 : 国土交通省、環境省
 県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

不法投棄される廃棄物の多くが建設系廃棄物であることから、不法投棄の根本的な解決に向けて、解体工事に係る規制強化、元請業者の責任強化など、建設系廃棄物に関するより実効性のある規制強化を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 不法投棄された廃棄物のうち約7割が建設系廃棄物であり、大半を占めている。
- ・ 不法投棄対策として未然防止、早期発見、早期対応の様々な取組を実施しているが、早期発見、早期対応といった事後対応では限界がある。
- ・ 不法投棄の根本的な解決のためには、より上流から未然防止の取組が重要である。
- ・ 解体工事業登録に係る参入要件の厳格化、行政処分・罰則基準の厳格化、従事者に対する法令遵守教育の義務化、元請業者の下請負人に対する監督責任の強化など、建設系廃棄物に関するより実効性のある規制強化が必要である。

◆参考

○不法投棄量・不法投棄件数のうち建設系廃棄物の量・件数（全国）

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄量（万トン）	7.6	5.1	3.7	4.9	4.2	1.4
うち建設系廃棄物（万トン）	4.0	3.8	3.2	3.8	3.0	1.0
建設系廃棄物の割合（％）	52.5	74.0	87.4	77.9	72.6	70.3
不法投棄件数（件）	151	139	107	134	100	106
うち建設系廃棄物（件）	123	98	78	101	71	79
建設系廃棄物の割合（％）	81.5	70.5	72.9	75.4	71.0	74.5

※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10トン以上の事案

6 廃棄物の発生抑制・再利用の推進



要望先 : 農林水産省、経済産業省、環境省
県担当課 : 資源循環推進課

◆提案・要望

<各種リサイクル関連法令の改正>

- (1) 製造事業者等の取組（環境配慮設計、軽量化、分別回収等）を推進するため、拡大生産者責任を徹底し、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とすること。
- (2) リチウム蓄電池等を使用する製品については、消費者が分別して排出しやすくする構造・製品表示を行うことで、安全かつ効率的なリサイクルの促進を図ること。
- (3) それらを実現するため、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。

<プラスチック資源循環法の運用>

- (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）の運用に当たり、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村や自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

<事業系食品ロス削減>

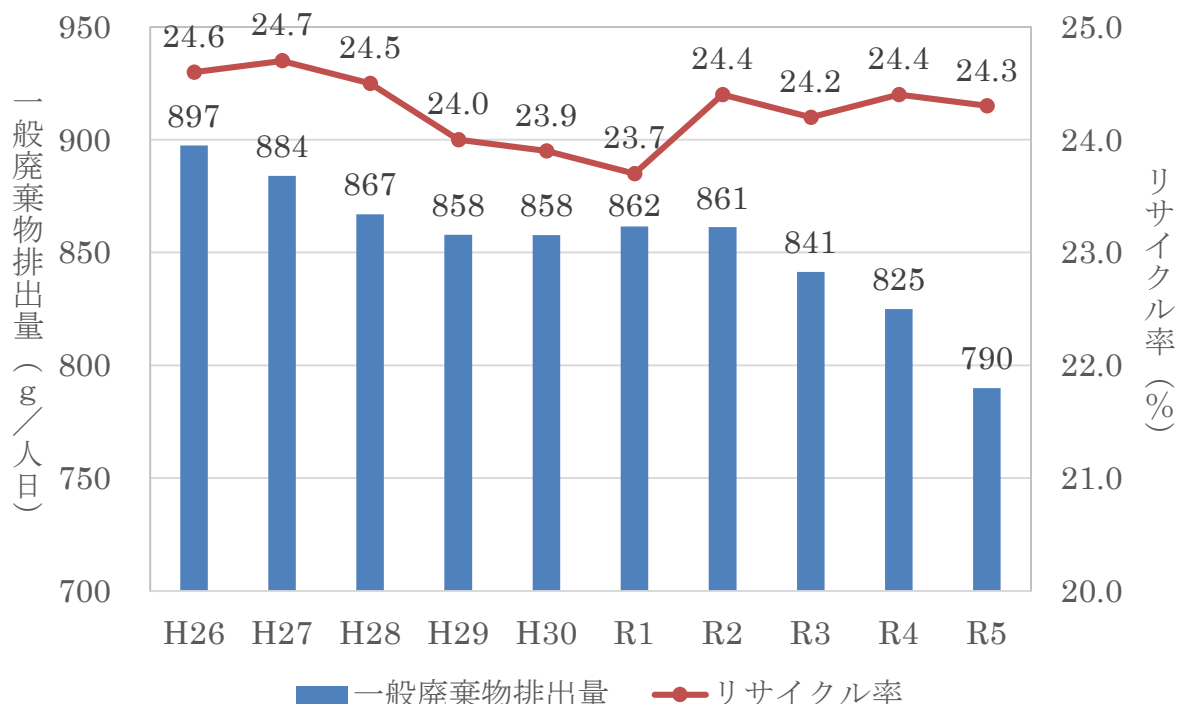
- (5) 事業系食品ロス削減に向けて、納品期限（いわゆる3分の1ルール）の緩和について、「全国一斉」商慣習見直し運動を実施しているが、中小の食品関連事業者が積極的に取り組める国民運動として展開をするとともに、制度化に向けて更に取り組むこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、漸減傾向にある。
- ・ また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。
- ・ リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生している。令和6年度は全国の市町村で9,923件、うち県内市町村で1,076件発生した。これは、適正な分別が十分でないことが伺え、リサイクルの妨げの要因の一つとなっている。
- ・ プラスチック資源循環法では、市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない、負担の大きい制度となっている。

◆参考

○本県の1人1日当たりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）とリサイクル率（%）の推移



7 PCB廃棄物の適正処理の推進【一部新規】



要望先：経済産業省、環境省
 県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）による高濃度PCB処理事業が令和8年3月に終了したことに伴い、今後、当該事業に代わり、高濃度PCB廃棄物を安全かつ確実に処理する体制を速やかに構築すること。
- (2) 使用中の低濃度PCB含有機器の取り扱い方針を早急に確立するとともに、当該方針を関係団体・事業者に対し周知徹底すること。
- (3) 低濃度PCB含有機器について、計画的に処理が進むよう、使用廃止期限の法への明示、処理体制の充実・多様化など、必要な対策を早急に検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ JESCO事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物は処分施設がないため、処理体制が構築されるまでの間、適正保管するよう事業者に指導しているが、保管期限の目途のない保管は事業者にとって大きな負担となることから、処理体制の早期構築が課題となっている。
- ・ 使用中の低濃度PCB含有機器は今後届出の対象となる見込みだが、廃止期限が明示されない場合、事業者への指導に苦慮することが懸念される。

8 使用済み自動車の再資源化に関する法律に規定する解体業等の欠格に係る運用の見直し



要望先 : 経済産業省、環境省
県担当課 : 産業廃棄物指導課

◆提案・要望

自動車リサイクル法で定める解体業及び破碎業の許可について、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものと明確に判断するために必要な基準を定めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 自動車リサイクル法は、許可の基準として、その事業の用に供する施設がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものの基準を主務省令で定めるとしている。
- ・ 具体的には、主務省令で定める許可基準において、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有することを求めており、当該設備の設置が著しく困難である場合は、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置を講じることが必要としている。
- ・ 一方で、建築基準法等の他法令による許可等の処分がされていないところで又はされる見込みのない屋根、覆い等の施設を設置し、許可申請を行う事例も見受けられる。
- ・ 法令の許可等の処分がされる見込みのない施設を用いることを前提とした場合、当該事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるとは言えないことは明らかであるが、自動車リサイクル法の許可基準では行政庁の許可等の処分の有無や処分がされる見込みがあることを求めていないため、許可せざるを得ない状況にある。
- ・ こうした状況を改善するため、設備の設置等に当たって行政庁の許可等の処分を必要とする場合は、これらの処分がされたこと又はこれらの処分がされる見込みがあることなどを許可基準とすることが必要である。

9 一般廃棄物処理における労務費等の適切な価格転嫁



要望先：総務省、環境省
 県担当課：資源循環推進課

◆提案・要望

一般廃棄物処理業務において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた適切な価格転嫁がなされるよう、市町村に必要な財政措置を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 中小企業庁が定期的実施している「価格交渉促進月間フォローアップ調査」における最新の発表（令和7年9月）では、価格転嫁実施状況について、廃棄物処理業は全30業種のうち25位と、全業種の中でも非常に低い位置である。
- ・ 県内の一般廃棄物処理団体から「価格転嫁が進んでおらず、人材確保が困難であり、一般廃棄物処理事業の継続を不安視している」という意見が挙げられている。
- ・ 家庭ごみなどの一般廃棄物の処理は、生活環境保全と公衆衛生向上に欠かせない極めて重要な業務であり、停止することはできない。
- ・ 令和6年9月30日には、総務省及び環境省から、令和5年11月に内閣官房及び公正取引委員会が連名で策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた、一般廃棄物処理業務における対応について市町村に周知するよう、都道府県知事宛ての通知が発出された。
- ・ 市町村が当該通知を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分に対応する適切な労務単価に対応するには、そのために必要な十分な財政措置がされない場合、市町村が価格転嫁をすることができない。

◆参考

○令和7年9月フォローアップ調査結果（中小企業庁作成資料より県が作成）

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

令和7年9月			各要素別の転嫁率			
			コスト増に対する転嫁率	原材料費	エネルギー費	労務費
全体			↑ 53.5% (52.4%)	↑ 55.0% (54.5%)	↑ 48.9% (47.8%)	↑ 50.0% (48.6%)
業 種 別	1位	化学	↑ 64.5% (64.4%)	↓ 66.5% (69.8%)	↓ 58.8% (60.9%)	↓ 56.4% (58.9%)
	2位	機械製造業	↑ 63.4% (61.0%)	↑ 68.3% (66.7%)	↑ 60.4% (56.8%)	↑ 59.9% (55.9%)
	3位	卸売	↑ 61.8% (61.3%)	↑ 63.8% (63.7%)	↑ 54.7% (52.9%)	↑ 53.1% (51.8%)
	4位	電機・情報通信機器	↑ 61.1% (57.3%)	↑ 64.6% (62.5%)	↑ 55.1% (52.8%)	↑ 56.8% (53.5%)
	5位	自動車・自動車部品	↑ 58.1% (53.4%)	↑ 66.6% (63.2%)	↑ 57.4% (53.4%)	↑ 56.9% (52.3%)

	25位	廃棄物処理	↓ 39.6% (40.1%)	↓ 36.7% (37.6%)	↓ 35.6% (38.8%)	↓ 35.7% (37.4%)
	26位	生活関連サービス	↓ 37.6% (42.1%)	↓↓ 35.3% (41.8%)	↓↓ 32.2% (38.1%)	↓↓ 34.6% (39.7%)
	27位	トラック運送	↓ 36.5% (37.6%)	↓ 32.5% (33.6%)	↓ 33.9% (35.4%)	↓ 33.6% (34.1%)
	28位	放送コンテンツ	↓↓ 34.0% (41.0%)	↓↓↓ 34.9% (45.4%)	↓↓ 30.3% (38.2%)	↓ 32.5% (40.4%)
29位	飲食サービス	↓ 33.0% (36.9%)	↓↓↓ 25.7% (42.8%)	↓↓↓ 26.5% (44.6%)	↓ 31.0% (33.9%)	
30位	製薬	↓↓↓ 30.0% (45.0%)	↓↓↓ 30.0% (66.7%)	↓↓↓ 30.0% (41.7%)	↓↓↓ 16.7% (43.3%)	

※令和7年3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

※（）内は前回（令和7年3月）の転嫁率を示す。

10 下水汚泥の肥料化推進に向けた支援の拡充【一部新規】



要望先：国土交通省、農林水産省
県担当課：下水道事業課

◆提案・要望

- (1) 下水汚泥の燃焼灰等の下水汚泥肥料に含まれる有害物質が肥料法の基準に適合するよう下水道法第12条の2第1項で定める特定事業場の排除基準の見直しを行うこと。
- (2) 肥料の品質の確保等に関する法律第25条の異物混入の禁止規定に関し、下水道の終末処理場で発生する沈砂について菌体りん酸肥料等の肥料原料となる汚泥への混合を認めるよう見直しを行うこと。
- (3) 農業分野へ下水汚泥由来の肥料について安全性や効果についてPRを行うなど、農業関係者側における積極的な下水汚泥肥料利用を促進するための取組を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和5年3月の国土交通省通知で、下水汚泥等の処理は肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととされた。
- ・ 本県においては、県北流域を対象にしたコンポスト化の検討と県南流域を対象とした下水汚泥燃焼灰の肥料化の検討を進めている。
- ・ 下水汚泥燃焼灰に含まれる有害成分のモニタリングを行ったところ、一部で肥料の品質の確保等に関する法律に基づく許容最大量を超過しているものがあった。
- ・ 下水汚泥の肥料利用の拡大に当たっては、下水汚泥に含まれる有害成分の低減が不可欠であることから、特定事業場の下水の排除基準の見直しが必要である。
- ・ また、下水道の終末処理場の下水処理工程で発生する沈砂について、肥料の品質の確保等に関する法律第25条の規定により菌体りん酸肥料等の肥料原料となる汚泥への混合が認められていない。
- ・ しかし、沈砂は肥料原料への混合が認められている汚泥、沈殿物及びし渣等と同様に下水処理工程で発生するもので、通常の下水処理ではこれらは一体的に処理されている。
- ・ 肥料利用のため沈砂のみを汚泥等と別に処理することは下水汚泥の肥料利用のみならず、下水の効率的な処理の妨げとなっていることから、肥料成分や有害成分の管理に影響のない範囲で見直しが必要である。
- ・ さらに、肥料化事業開始後に事業を継続していくためには、下水汚泥由来の肥料の利用者の安定的な確保が不可欠であり、全国すべての農業関係者自らが積極的に下水汚泥肥料を利用するように促す取組が重要である。
- ・ 全国的な農業関係者の機運醸成のため、農業関係者に対する下水汚泥由来の肥料の安全性や効果のPRや肥料利用の支援などを国としても強力に推進する必要がある。

◆参考

- 菌体りん酸肥料：下水汚泥資源の活用拡大に向け、令和5年10月に新たに定められた肥料の公定規格。品質管理が徹底された汚泥肥料を登録対象としており、登録により従来の汚泥肥料では認められていなかった肥料成分「りん酸」の濃度保証や他の肥料との配合による成分調整が可能となる。

地球環境に優しい社会づくり



1 地球温暖化対策推進のための基盤整備



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省
県担当課：温暖化対策課、エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が、温室効果ガス排出量を適切に把握し、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案ができるよう、国が提供するエネルギー消費データの内容を区域内における部門別の消費量及び系統電力の電源構成、再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとする。
- (2) 地方公共団体の区域内における再生可能エネルギーの普及状況に関する適切な指標を示すこと。
- (3) 地方公共団体ごとの電動車の普及状況が温室効果ガス排出量算定に反映できるよう、地方公共団体ごとの車種別エネルギー消費量（電動車を含む）を提供すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 電力・ガスの自由化以降、地域のエネルギー利用状況の実態の把握が難しくなっている。
- ・ 令和5年11月に国による「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されたが、提供されたデータの内容だけでは、区域内の実態を十分に把握することができない。
- ・ 国が公表している「自治体排出量カルテ」では、地域の再エネ自給率に関する指標として「対消費電力FIT導入比」を取り上げているが、発電量と電力使用量の比であり、現状の把握には限界があることから、国はより適切な指標を示すべきである。
- ・ 地域の再エネ自給率に関する適切な指標の設定のために、FIT・FIPの対象とならない発電設備による発電量を算定する必要がある。
- ・ 国土交通省「自動車燃料消費量統計年報」で「燃料別・都道府県別・車種別燃料消費量」のデータは公表されているが、自家用ハイブリット車以外の電動車のエネルギー消費量は含まれていない。また、市町村別の車種別エネルギー消費量のデータは公表されていない。
- ・ このため、県・市町村における電動車の普及に応じたCO₂削減効果を温室効果ガス排出量算定に反映させることができない。

2 排出量取引制度の適切な運営【一部新規】



要望先：経済産業省、環境省
 県担当課：温暖化対策課

◆提案・要望

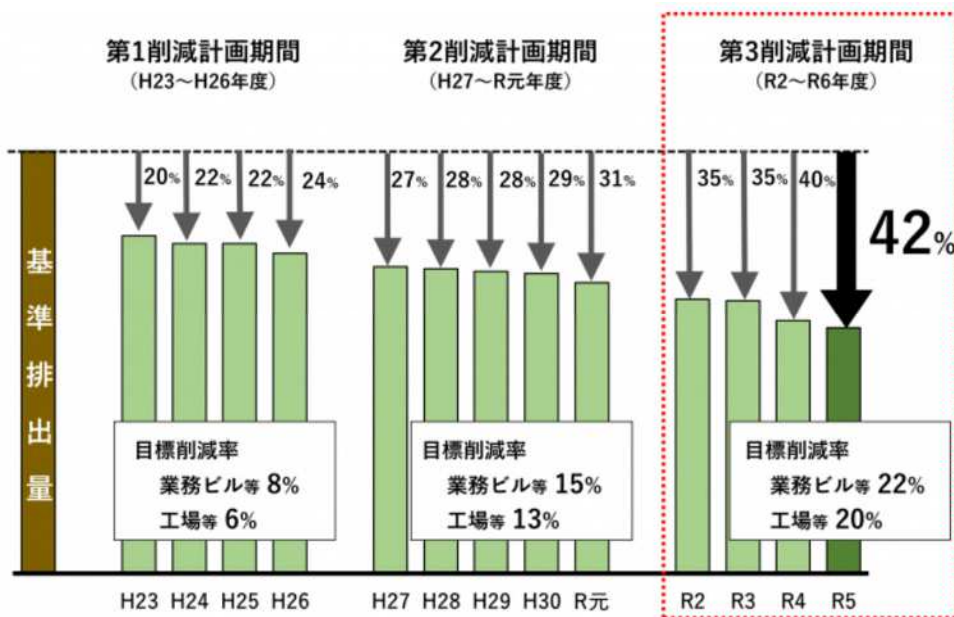
国の排出量取引制度について、各自治体のこれまでの取組による温室効果ガスの削減ペースが後退することがないように適切に運営すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は令和8年4月から、燃料の使用等で事業者が直接排出するCO₂を対象とした排出量取引制度を開始している。
- ・ 本県はこれまで「燃料の使用」「電気・熱の使用」により排出されるCO₂を対象とした独自の排出量取引制度を運用してきたが、国の制度と重複する「燃料の使用」分については、二重規制を禁ずる法の規定に基づき、県制度の対象から外すこととなった。
- ・ 本県は平成23年から排出量取引制度を実施し、令和5年度は基準年度比42%の削減を達成している。国と県では制度設計が異なるため、国の制度導入に伴い、温室効果ガスの排出量の削減ペースが後退することがないように配慮を求める。
- ・ 例えば、国の制度では事業者が無償で割り当てた排出枠を超えた場合に排出枠を有償調達する仕組みとなっており、従来に比べ排出削減の取組が後退することのないよう、適切な無償割当て枠の設定が必要である。

◆参考

○排出量取引制度のCO₂削減実績



3 地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化



要望先 : 経済産業省、資源エネルギー庁、環境省
県担当課 : エネルギー環境課、産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 地域と共生した太陽光発電施設の導入を促進するため、令和7年12月に「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」により示された施策について速やかかつ確実に実施するとともに、非FIT／非FIP事業に対するFIT／FIP事業と同等の事業規律強化を行うこと。また、地方自治体が行き届く、地域のレジリエンスを高める仕組みやエネルギーの地産地消に寄与するような仕組みに対する財政的支援等を行うこと。
- (2) 発電事業終了後に太陽光発電設備の放置・不法投棄の懸念があることから、不適切な事案に対し、厳格かつ実効性のある事業者指導を行えるよう法制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業について、関係法令に違反する事案や、安全面、防災面、景観や自然環境への影響面で地域住民への配慮を欠く事案が発生しており、県内で大きな問題となっていた。
- ・ 本県ではこれまで、市町村における太陽光発電施設設置ガイドラインの作成や条例制定に関する助言などの支援を通じて、適正な太陽光発電施設の設置が図られるよう取り組んできた。
- ・ 令和6年4月の再エネ特措法改正により、FIT／FIP事業については、そうした不適切な事案の発生を未然に防ぎ、あるいは速やかな是正がなされることが期待できるが、非FIT／非FIP事業も含めた対応が必要になることから、令和7年12月に決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に示された方向性に基づき、関係省庁連携のもと、速やかかつ確実な施策の実行が必要である。
- ・ また、更なる再エネ普及を進めるためには、地方自治体が行き届く、地域のレジリエンスを高める仕組みやエネルギーの地産地消に寄与するような仕組みに対する財政的支援など地域貢献を促進する取組が必要である。
- ・ 発電事業終了後の太陽光発電設備の放置や不法投棄が懸念されている。さらに、太陽光パネル等が長期間放置されると火災の発生や有害物質が流出するおそれがある。

4 電気自動車等の普及拡大



要望先：経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

商用車を含む電気自動車（EV・PHV）の導入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の温室効果ガス排出量の約2割が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素を排出しないで走行することが可能な電動車（EV・PHV）の普及が必要である。
- ・ 埼玉県5か年計画の目標（新車（乗用車）販売台数における電動車の割合 56.0%（令和8年））は既に達成しているが、このうちEV、PHVの割合は3%と非常に低い状況にあり、ガソリン車との価格差の解消や充電インフラの更なる整備が、普及のために欠かせないと考えられる。
- ・ また、商用電動車は、ディーゼル車等と比べて価格が高く、航続距離に対する懸念や運用面での不安があることから、事業者が導入に二の足を踏んでいる。

5 下水道の地球温暖化対策に関する技術支援等の拡充



要望先：国土交通省
 県担当課：下水道事業課


◆提案・要望

下水道事業の地球温暖化対策を推進するため、下水道革新的技術実証事業などの地球温暖化対策の推進に資する技術開発・事業化のための実証実験や施設建設に対する財政支援を充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道施設の温暖化対策に当たって、令和7年2月に閣議決定された温室効果ガス削減目標の達成や2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、既存の技術だけでは削減に限界があるため、今後も新たな技術開発が必要である。
- ・ 国土交通省が新技術の開発を目指して行っている下水道革新的技術実証事業は、これまでも多くの下水処理の効率を改善する有用な技術の導入をもたらしてきた。
- ・ 今後これを更に拡充し、温暖化対策に資する技術開発の加速と実用化の促進を図り、下水道施設の温暖化対策の加速を図ることが必要である。

◆参考

	 <table border="1"> <caption>2023年度 総排出量 473,870t</caption> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>排出量 (t)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道局</td> <td>251,012</td> <td>53.0%</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>111,539</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>41,750</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>指定管理施設</td> <td>30,010</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td>23,169</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>16,389</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table>	部局	排出量 (t)	割合 (%)	下水道局	251,012	53.0%	企業局	111,539	23.5%	教育局	41,750	8.8%	指定管理施設	30,010	6.3%	知事部局	23,169	4.9%	警察本部	16,389	3.5%
部局	排出量 (t)	割合 (%)																				
下水道局	251,012	53.0%																				
企業局	111,539	23.5%																				
教育局	41,750	8.8%																				
指定管理施設	30,010	6.3%																				
知事部局	23,169	4.9%																				
警察本部	16,389	3.5%																				
<p>【写真】汚泥消化タンク・バイオガス発電施設 令和3年11月に稼働開始した中川水循環センター（三郷市）の当該施設にも、過去の下水道革新的技術実証事業で開発された新技術の一部が使われている。</p>	<p>【図】埼玉県庁の部局別温室効果ガス排出状況 流域下水道事業から排出される温室効果ガスは、県の施設全体からの排出の約53%となっている。</p>																					

■公害のない安全な地域環境の確保



1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応【一部新規】



要望先：文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁
県担当課：環境政策課、水環境課、企業局総務課、下水道管理課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除去した土壌を、定められた基準等に基づき処分を行う際には技術的支援を行うとともに、処分に対する国民の理解醸成の取組を推進すること。
- (2) 除去土壌の復興再生利用については、安心・安全を前提とし、国民の理解を醸成するために必要な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を的確に捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計7,252m³の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（令和7年3月末現在）。
- ・ 放射性物質汚染対処特別措置法における除去土壌の処分に関する基準及び福島県外における除染により発生した除去土壌の処分に係るガイドラインが公表されたが、適正かつ円滑な処分を行うには、国による技術的な支援及び処分に対する国民の理解が必要不可欠である。
- ・ 令和7年8月には、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップが閣議決定され、中間貯蔵施設で保管されている土壌について、福島県外での復興再生利用が始まった。
- ・ 今後、国はロードマップに従い復興再生利用を進めていくとしているが、現時点では首相官邸及び中央官庁9か所における利用にとどまっており、今後取組を円滑に進めるには国民の理解が必要不可欠である。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、令和6年度分までの費用として東京電力に約122億円の損害賠償請求を行い、令和8年3月末現在、約63億円が納付されている。

2 光化学オキシダント対策の推進及びPM2.5（微小粒子状物質）に係る取組の強化



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

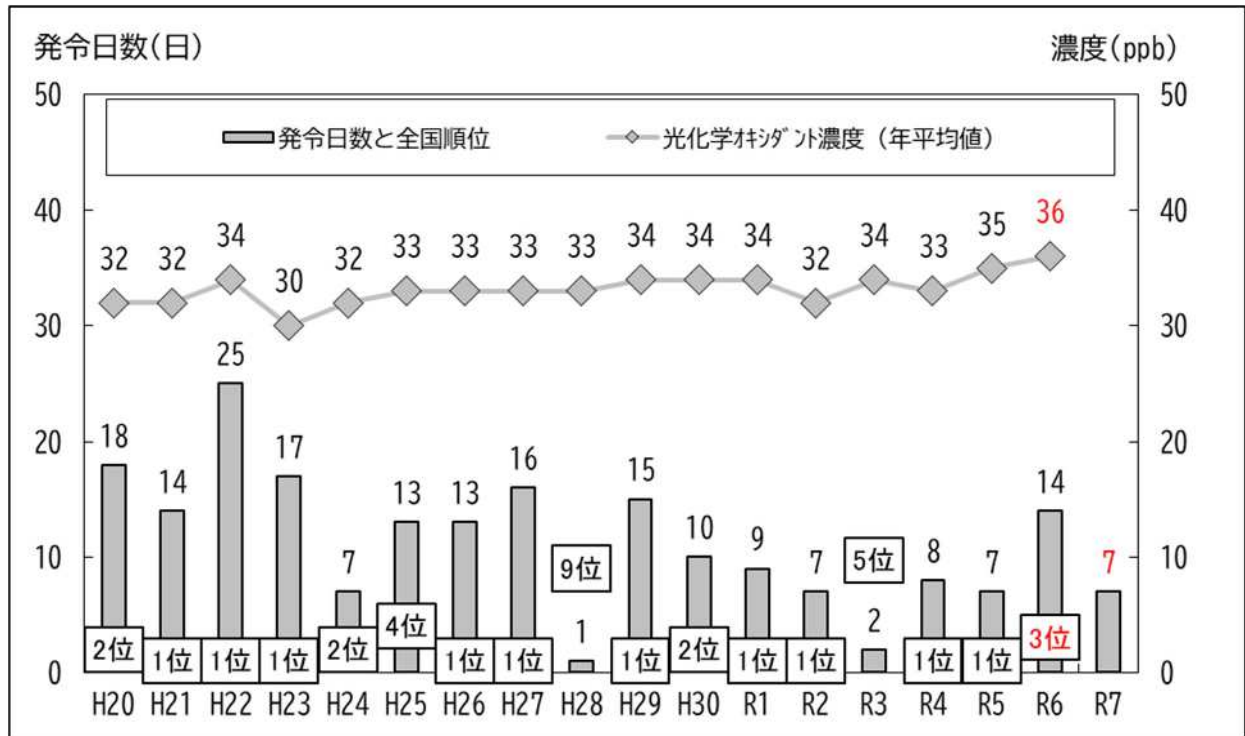
- (1) 光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）の排出量の更なる削減に向けて、これまでの施策の評価及び今後の具体的な削減対策の提示をするなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- (3) VOC排出抑制策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を引き続き講じること。また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- (4) 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法のディーゼル重量車への導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技術開発の推進を働きかけること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の光化学オキシダント環境基準達成率は長年0%である。また、本県のPM2.5環境基準達成率は100%に達したが、今後もこの状況を継続していく必要がある。
- ・ 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCについては、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度により削減が進んだものの、近年その傾向は鈍化しており、光化学オキシダント及びPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。
- ・ 自動車からの排出ガスについては、依然として光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCやNOx等の主要な発生源となっている。
- ・ このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を超えた総合的かつ広域的な原因物質の削減対策を推進することが重要である。

◆参考

○本県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と光化学オキシダント濃度



3 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化



要望先：環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

- (1) 建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- (2) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、調査を実施せずに建築物の解体等工事を行った場合の罰則について規定すること。
- (3) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して効果的な広報を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、建築物の解体等工事の周辺で大気中の石綿濃度を測定している。しかし、評価基準が設定されていないため、測定された石綿濃度の取扱いに苦慮している。
- ・ 現在は、国の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）の目安^{*}を参考に行っている状況である。

※ 石綿繊維数濃度1本/L

- ・ 建築物の解体等工事時における石綿の飛散流出防止を目的とし、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査が義務付けられているが、調査そのものを実施しないことを抑止するための規定がない。
- ・ 建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して周知徹底する必要がある。

4 フロン排出抑制法の周知徹底及び代替フロンの排出削減対策強化



要望先：経済産業省、環境省
県担当課：大気環境課

◆提案・要望

- (1) フロン類の温室効果について、大企業だけでなく事業者や国民に対して、テレビやSNSといった国民に広報できる媒体を活用して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。
- (2) 小型の業務用冷凍空調機器の廃棄時に、家電リサイクル法と同等のメーカー及び販売事業者を中心とした回収ルートを構築すること。また、販売事業者等が回収拠点を新たに整備する際には、必要な財政支援を行うこと。
- (3) 建築物の解体時において、家庭用エアコンについても業務用と同等の事前確認を行い、家庭用エアコンが残置されていた場合には、発注者（当該建築物の所有者等）に対し、家電リサイクル法等に基づく適正な処理について周知するなどの義務付けを行うこと。
- (4) 自然冷媒などのノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援の更なる充実などの普及のために必要な措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 2023年度における日本の温室効果ガスの排出量は、2013年度比で23.3%削減された一方で、代替フロンの排出量は同期間で43.8%も増加している。
- ・ 代替フロンの温室効果は、二酸化炭素の1,000倍から10,000倍も高いことから排出削減の取組が必要である。
- ・ 県内の環境モニタリング調査においても、年々代替フロンの濃度が上昇していることから、代替フロンの漏えい対策が喫緊の課題である。
- ・ フロン類の使用時の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）により、業務用冷凍空調機器使用時の点検義務や廃棄時の適正処理など義務化されているが、法の認知は十分ではない。大企業だけでなく、広く事業者や国民に対し法の周知が必要である。
- ・ 業務用冷凍空調機器の廃棄時に適正に回収されているフロン類は約4割に過ぎず、こうした状況を改善するためには、適正な回収ルートを構築する必要がある。
- ・ 家庭用エアコンからの代替フロンの排出割合は近年増加している（2021年は19%、2022年は21%、2023は30%）ため、改善する必要がある。
- ・ 自然冷媒（アンモニア・二酸化炭素・炭化水素）などのノンフロン製品のラインナップは徐々に拡大しているが十分とは言えず、代替フロンの排出削減を進めるために、転換を加速させる必要がある。

5 PFOS及びPFOA対策について



要望先：財務省、農林水産省、環境省、消費者庁
県担当課：水環境課、農産物安全課、食品安全課

◆提案・要望

- (1) PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS等」という。）について、飲料水や食物などによる健康影響に関する国内外の知見の集約に努めるとともに、農作物におけるPFOS等の規格基準を設定すること。また、PFOS等の汚染土壌・汚染流域における農作物栽培に関する影響回避技術を研究すること。
- (2) 公共用水域及び地下水でPFOS等による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策等を具体的に示すとともに、地方公共団体等が行う対策に必要な財源を確保すること。
- (3) PFOS等の土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び効果的・効率的な除去方法）の検討を進めること。また、令和5年7月に示された土壌中のPFOS等の暫定測定方法の検証等を行った上で、測定方法を確立すること。
- (4) 公共用水域や地下水のPFOS等による汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等が、排出源特定のために地方公共団体が行う調査に協力する仕組みや、排出源である者が浄化対策やばく露防止対策を行う仕組みを構築すること。
- (5) 現在、PFOS等含有泡消火薬剤は使用が認められているが、老朽化等に伴い漏洩の懸念のあるPFOS等含有泡消火薬剤使用施設に対し、PFOS等を含まない泡消火薬剤への代替を促進するための財政的支援など必要な措置を講じること。また、地方公共団体が代替促進の働き掛けを効果的に行えるよう、国が把握でき得る情報は、可能な限り地方公共団体に提供すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 有機フッ素化合物のうち、PFOS等はその撥水・撥油性、熱・化学的安定性等から、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使用されてきたが、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質が人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性があることから、国際的に廃絶等の対策が進み、日本ではPFOSは平成22年(2010年)、PFOAは令和3年(2021年)に製造・輸入等を原則禁止とされた。
- ・ PFOS等について、国は令和2年5月に公共用水域等において要監視項目に設定したが、毒性学的に明確な基準値及び指針値の設定は困難であるため、代わりに目安となる指針値（暫定）を設定した。令和6年6月に、内閣府食品安全委員会が取りまとめた評価書を踏まえ、毒性学的に明確な指針値の設定が可能と判断されたことから、令和7年6月に指針値（暫定）に代わる指針値が設定された。
- ・ 本県では令和3年度から河川水、令和5年度から地下水の調査を開始し、複数の地点で指針値

を超える濃度で検出されている。

- ・ 国は、農畜水産物中のPFOS等の実態調査を行っているが、まだ十分な知見が得られておらず、その安全性を適切に評価できない。
- ・ 国は、指針値を超過した場合の対応について、令和2年6月に「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」（令和6年11月に改訂）を公表しているが、排出源特定のための調査手法や濃度低減のために必要な措置について、具体的な方法は示されていない。
- ・ 土壌中のPFOS等については、環境基準などの評価指標がなく、測定方法も確立されていないため土壌汚染の状況を適切に評価できない。また、汚染が確認された場合、PFOS等の特性を踏まえた浄化等の対策が必要となるが、効果的な方法は示されていない。
- ・ 国内で規制される前に製造されたPFOS等を含む泡消火薬剤は市中に多く保管されていることが国の調査で明らかとなっており、泡消火薬剤の漏洩や使用に伴う新たな汚染を防止するため、早急にPFOS等を含まない泡消火薬剤への代替（交換）が必要である。
- ・ 国では、PFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査など、市中にあるPFOS等の保管状況について調査を行っているが、地方公共団体にはその詳細情報については提供されていない。

◆参考

○埼玉県内の河川水・地下水調査結果

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河川水	調査地点数	48地点	48地点	49地点	50地点
	超過地点	1地点	1地点	なし	2地点
地下水	調査地点数	—	—	10地点	44地点
	超過地点数	—	—	なし	1地点

※水質汚濁防止法の水質測定計画に基づく測定結果（令和5年度地下水測定結果を除く）

○埼玉県内令和6年度PFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査の結果について（環境省実施）
PFOS含有泡消火薬剤設置量

	自衛隊 関連施設	石油コンビ ナート等	その他 (駐車場)	計
設置量（単位：L（リットル））	0	490	44,061	44,551
設置量（PFOS 又はその塩換算）（単位：kg）	0	0.3	481	481

○PFOA含有泡消火薬剤設置量

	自衛隊 関連施設	石油コンビ ナート等	その他 (駐車場)	計
設置量（単位：L（リットル））	855	0	3,400	4,255
設置量（PFOA 又はその塩換算）（単位：kg）	0.043	0	0.170	0.213

※PFOS、PFOAいずれも、消防機関及び空港の設置はない。